

# 介護福祉士制度の見直しについて

- 介護福祉士を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 介護ニーズの変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 介護福祉士制度の見直しの方向・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 生涯を通じた能力開発と魅力ある職場づくり・・・・・・・・ 21

# 介護福祉士を取り巻く状況

# 介護福祉士の概要

## 1 経緯

1987年（昭和62年）3月23日に中央社会福祉審議会等福祉関係三審議会の合同企画分科会から出された「福祉関係者の資格制度の法制化について」（意見具申）に基づき、「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）」が第108国会において1987年（昭和62年）5月21日成立、同5月26日公布され、翌年4月から施行された。

## 2 定義

介護福祉士は、同法に基づく名称独占の国家資格であり、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」をいう。

## 介護福祉士の登録者数等の状況

	登録者数(人)			参 考			
	(累 計)			養成施設 入学定員 (人)	国 家 試 験		
	養成施設	国家試験	合格者数 (人)		受験者数 (人)	合格率 (%)	
1989年 (平成元年)	2,631	8	2,623	4,628	2,782	11,973	23.2
1993年 (平成5年)	34,547	12,762	21,785	8,711	6,402	11,628	55.1
1998年 (平成10年)	131,636	58,731	72,905	18,818	15,819	31,567	50.1
2003年 (平成15年)	351,267	147,557	203,710	25,431	32,319	67,363	48.0
2004年 (平成16年)	409,369	165,924	243,445	25,916	39,938	81,008	49.3
2005年 (平成17年)	467,701	185,703	281,998	26,810	38,576	90,602	42.6
2006年 (平成18年)	544,884	205,375	339,509	27,105	60,910	130,034	46.8

(注)登録者数は、各年9月末現在の人数。(2006年(平成18年)は5月末現在の人数。)

養成施設の入学定員は、各年4月1日現在の人数。

# 介護職員に占める介護福祉士の割合

区 分		介護職員(人)	うち介護福祉士(人)	比率(%)		
介護 保険 事業	施設 サービス	介護老人福祉施設	136,960	57,346	41.9	
		介護老人保健施設	85,151	37,834	44.4	
		介護療養型医療施設	45,929	8,674	18.9	
		計	268,040	103,854	38.7	
	在宅 サービス	訪問介護	153,232	25,523	16.7	
		訪問入浴介護	6,858	1,306	19.0	
		通所介護	79,190	16,034	20.2	
		通所リハビリテーション	33,015	8,937	27.1	
		短期入所生活介護	46,047	17,970	39.0	
		認知症対応型共同生活介護	55,685	—	—	
		特定施設入所者生活介護	16,089	—	—	
	計	390,116	69,770	17.9		
	介護 保険 事業 以外	施設 サービス	保護施設	2,909	1,046	36.0
			老人福祉施設	17,962	5,942	33.1
身体障害者更生援護施設			14,561	5,127	35.2	
婦人保護施設			9	—	—	
児童福祉施設			2,449	734	30.0	
知的障害者援護施設			1,820	250	13.7	
精神障害者社会復帰施設			7	3	42.9	
その他の社会福祉施設等			13,284	2,240	16.9	
計		53,001	15,342	28.9		
在宅 サービス		身体障害者居宅介護等事業	32,257	6,306	19.5	
		知的障害者居宅介護等事業	11,236	2,229	19.8	
		児童居宅介護等事業	7,621	1,547	20.3	
		身体障害者デイサービス事業	2,077	—	—	
		知的障害者デイサービス事業	306	—	—	
	計	53,497	10,082	18.8		
全 体 計		764,654	—	—		
介護福祉士の数が分かる施設、事業の合計		690,488	199,048	28.8		

※単位(人)については、常勤換算数。

※介護保険事業については「介護サービス施設・事業所調査」(2004年(平成16年)10月1日時点)、介護保険事業以外については「社会福祉施設等調査報告」(2003年(平成15年)10月1日時点)から引用。

※児童福祉施設の介護職員数は、「介助員」の数。

※介護保険事業以外の在宅サービスの介護福祉士数は、「身体障害者居宅介護等事業」「知的障害者居宅介護等事業」「児童居宅介護等事業」における介護福祉士の数の合計。

※身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業、児童居宅介護等事業の介護職員数は、それぞれ「介護福祉士」と「ホームヘルパー」の数の合計。

参議院厚生労働委員会 介護保険改正法附帯決議（抜粋）  
（平成17年6月）

16 介護需要が増大する中で、介護労働の魅力を高め、優秀な人材を介護の職場に確保していくため、介護労働者の雇用管理や労働条件の改善、研修体系や資格の在り方の見直しに取り組むこと。また、労働条件の改善及びサービスの質の確保・向上の観点から、介護施設の施設基準を見直すとともに、直行直帰型のホームヘルパー及びグループホームの夜勤についてその労働実態を把握し、所要の改善を図ること。

# 「介護保険制度の見直しに関する意見」（抜粋）

（平成16年7月30日・社会保障審議会介護保険部会）

## 4. 専門性を重視した人材育成と資質の確保

（専門性の向上と研修の体系化）

- 介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めていく必要がある。

# 介護職員数の将来推計

## I 介護サービス対象者数の推計

○ 要介護認定者等数、介護保険利用者数及び後期高齢者(75歳以上)数の推計

単位:万人

		平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
要介護認定者等数	予防効果なし <b>【A】</b>	410	520	580	640	—	—
	予防効果あり <b>【B】</b>	—	500	540	600	—	—
<b>【C】</b>		330	410	450	500	—	—
介護保険利用者数	うち 施設	80	100	100	110	—	—
	うち 在宅	250	310	350	390	—	—
後期高齢者(75歳以上)数 <b>【D】</b>		1110	1290	1430	1530	1980	2100

<出典> 要介護認定者等数 : 第18回社会保障審議会介護保険部会(平成16年10月29日)資料  
 介護保険利用者数 : 第19回社会保障審議会介護保険部会(平成16年11月15日)資料  
 後期高齢者(75歳以上)数 : 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」

(注1) 介護保険利用者数【C】は、現行の要介護認定者等数【A】がベース。なお、要介護認定者等数と一致しないのは、入院、家族介護等により、介護保険の利用率が8割程度であるため。

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口(平成14年1月推計)」によると、2030年が後期高齢者数のピーク。

## II 介護保険事業に従事する介護職員数(常勤換算数)の推計

○ 平成16年の介護職員数(65.8万人)を基準に、Iの各推計と同じ伸び率で増加すると想定して算定

単位:万人(常勤換算数)

いずれの推計を使用しても、平成26年の介護職員数は90~100万人程度であり、今後10年間で年間平均2.5~3.5万人程度の増加と見込まれる。

	平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
<b>【A】のケース</b>	65.8	83.5	93.1	102.7	—	—
<b>【B】のケース</b>	施設 26.8 在宅 39.0	80.2	86.7	96.3	—	—
<b>【C】のケース</b>		81.9	88.1	97.7	—	—
<b>【D】のケース</b>		76.5	84.8	90.7	117.4	124.5

<出典> 平成16年の介護職員数 : 平成16年介護サービス施設・事業所調査

(注3) 介護職員は、介護保険施設及び居宅サービス事業所等における従事者のうち、介護福祉士、訪問介護員等の介護関係業務に従事する者をいう。

(注4) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

○ 参考 : 介護職員数を実数ベースで算定したもの

単位:万人(実数)

いずれの推計を使用しても、平成26年の介護職員数は140～155万人程度であり、今後10年間で年間平均4.0～5.5万人程度の増加と見込まれる。

	平成16年 (2004)	平成20年 (2008)	平成23年 (2011)	平成26年 (2014)	平成36年 (2024)	平成42年 (2030)
【A】のケース	100.2	127.1	141.7	156.4	—	—
【B】のケース	施設 29.8 在宅 70.4	122.2	132.0	146.6	—	—
【C】のケース		124.6	135.9	150.8	—	—
【D】のケース		116.4	129.1	138.1	178.7	189.6

<出典> 平成16年の介護職員数 : 平成16年介護サービス施設・事業所調査

(注5) 【C】のケースの推計は、施設・在宅別に推計したものを合計したもの。

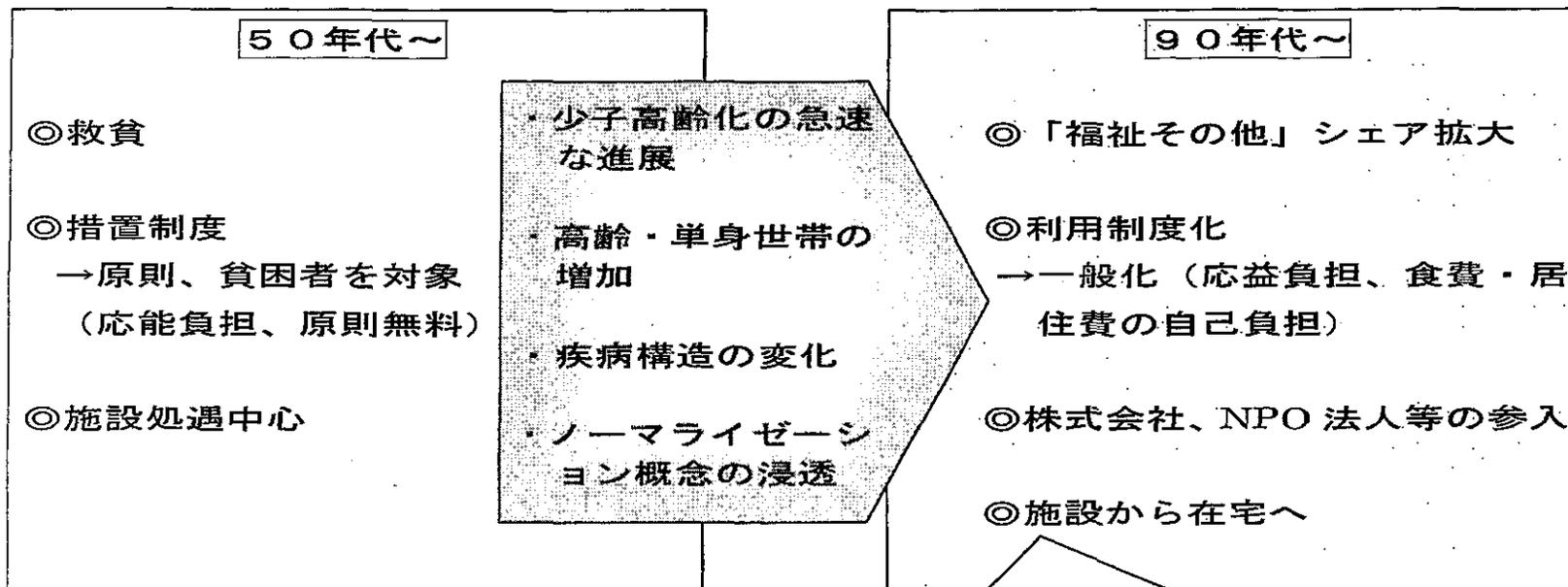
※ 平成16年の介護職員数の、常勤職員と非常勤職員の内訳

施設 : 常勤25.9万人(86.7%)、非常勤 4.0万人(13.3%)

在宅 : 常勤33.4万人(47.5%)、非常勤37.0万人(52.5%)

# 介護ニーズの変化

# 社会福祉制度の潮流



## (高齢者介護・障害者福祉分野のパラダイムの転換)

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○措置から契約へ             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得者対象→普遍化</li> <li>・ 応能負担(無料・低額)→応益負担</li> <li>・ 利用者本位・自己決定・選択</li> <li>・ 自助と皆で支える部分の整理</li> </ul> </li> <li>○「地域で普通の暮らし」             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設中心→在宅重視</li> <li>・ 地域密着、小規模・多機能</li> <li>・ 自立支援</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村中心             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村への一元化</li> <li>・ 基盤の計画的整備</li> </ul> </li> <li>○新しいサービスの進展             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケア</li> <li>・ 居住系サービス</li> <li>・ 個室・ユニットケア</li> </ul> </li> </ul> |
|---|--|

## 社会福祉の動向

(高齢者介護・障害者福祉を中心に)

- 1963 老人福祉法制定 (特養の創設)
- 1973 老人医療費無料化
- 1983 老人保健法制定
- 1987 老人保健施設創設
- 1988 社会福祉士及び介護福祉士法施行
- 1990 福祉8法の改正、ゴールドプラン
- 2000 介護保険法施行
- 2003 支援費制度施行
- 2005 介護保険法見直し、障害者自立支援法制定

## 求められる介護福祉士像

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書(2006年7月5日)より)

これからの介護福祉士の人材養成における目標。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

# 介護福祉士制度の見直しの方向

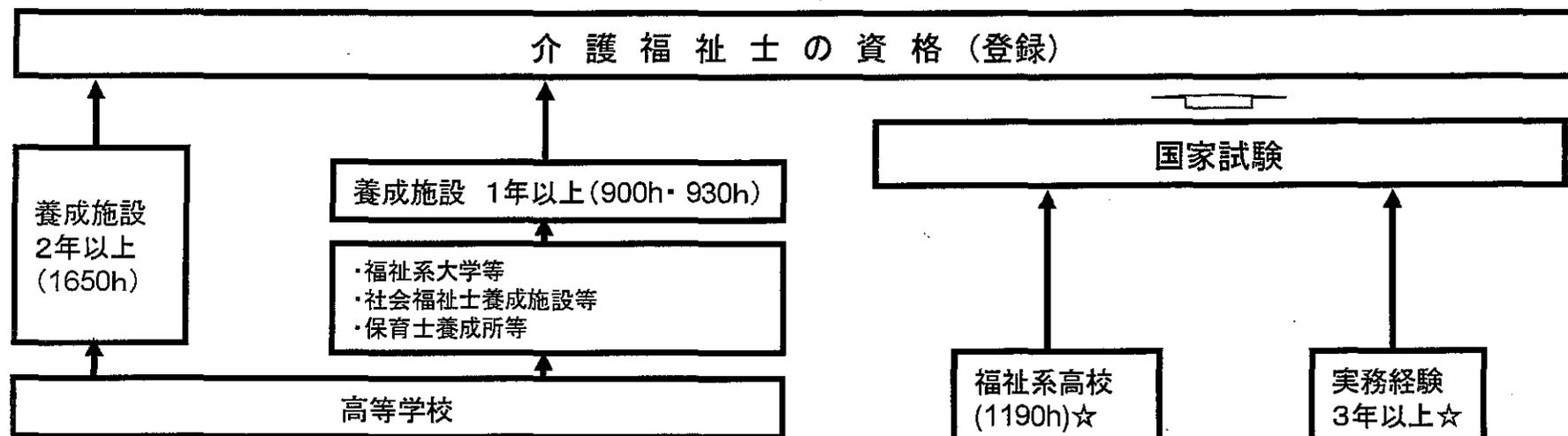
## 介護福祉士資格取得方法の改正の方向

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書より)

- 今後の資格取得方法については、多様な人材を確保する観点から養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつも、各ルートを通じ質の全般的向上を図るため、教育内容の充実（カリキュラム・シラバスの抜本的見直し）を行うとともに、すべての者について一定の教育プロセスを経たのちに国家試験を受験するという方向で、一元化を図る。

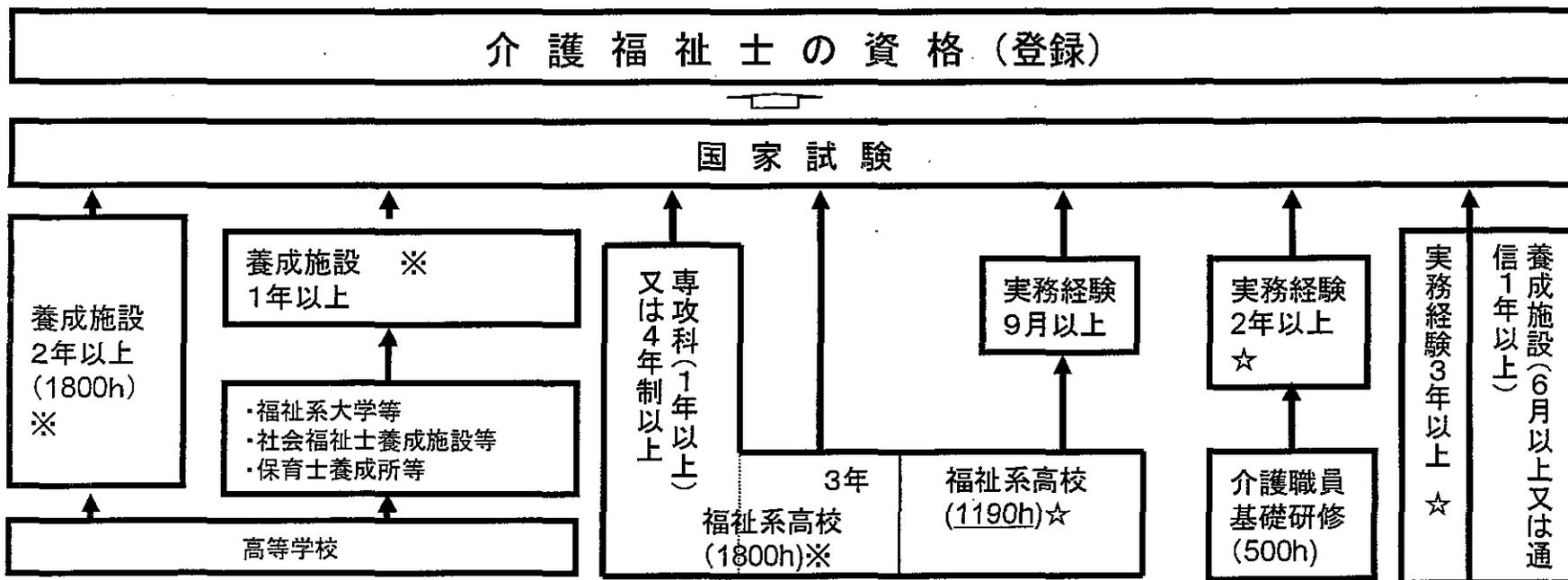
# 介護福祉士の資格取得方法見直し案

[現行]



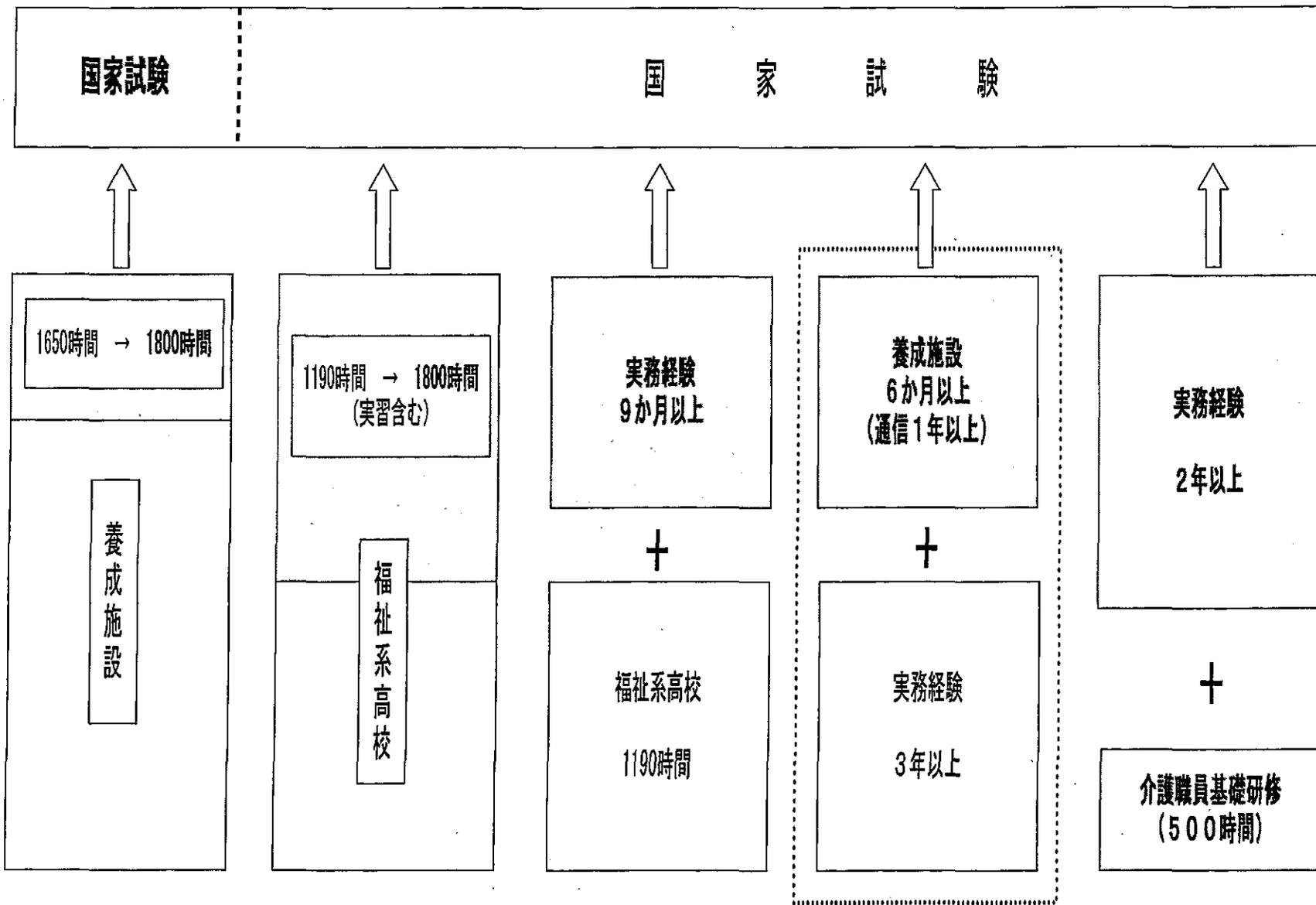
☆：介護技術講習修了者は、実技試験免除。

[見直し(案)]



☆：介護技術講習受講者は、実技試験免除。※：一定以上の養成プロセスを経たものは、実技試験を課さない。

# 各資格取得方法のルートを通じた全般的向上

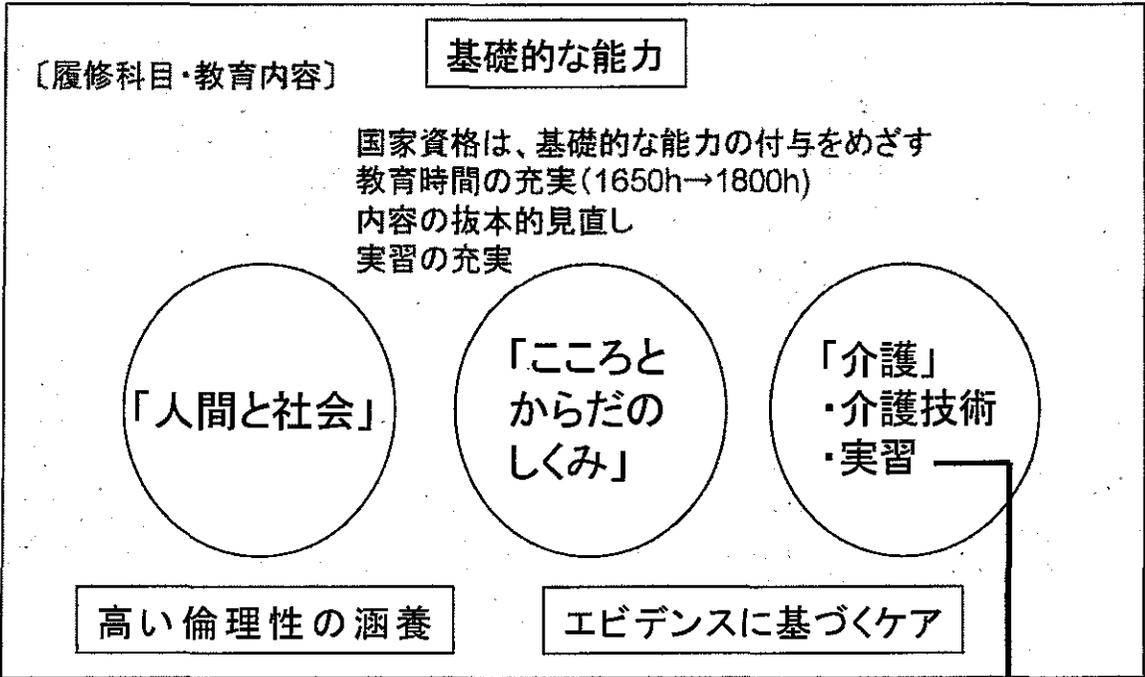


# 履修科目・教育内容の抜本的見直し

〔資格取得後〕

生涯を通じた能力開発  
・OJT  
・研修システム  
・より専門的な資格の導入

## 「尊厳を支えるケア」の実現



### 利用者本位

- ・選択・自己決定
- ・説明責任

### 多職種協働によるチームケア

- ・コミュニケーション能力
- ・関連領域の理解
- ・適切な記録

### これからの介護ニーズ政策の方向

- ・施設中心→地域・在宅重視
- ・心理的・社会的ケアの充実
- ・予防からリハビリテーション、看取りまで
- ・「個別ケア」
- ・一人でも基本的な対応ができる

### 養成校の基準の見直し 教員資格の見直し

### 介護の現場を踏まえた実践的教育

- ・「情報収集→アセスメント→介護計画→実施→評価」の介護過程に対応
- ・小規模・多機能、地域密着、居住系サービス、ユニットケア等の新しい方向に対応

実習のあり方の見直し  
・養成施設と実習施設の関係  
・実習施設の要件  
・実習指導者の養成 等

# カリキュラム見直しのイメージ

1650時間

1800時間程度

専 門 分 野	基礎科目 (内容自由)	講義	120
	社会福祉概論	講義	60
	老人福祉論	講義	60
	障害者福祉論	講義	30
	リハビリテーション論	講義	30
	社会福祉援助技術	講義	30
	社会福祉援助技術演習	演習	30
	レクリエーション活動援助法	演習	60
	老人・障害者の心理	講義	60
	家政学概論	講義	60
	家政学実習	実習	90
	医学一般	講義	90
	精神保健	講義	30
	介護概論	講義	60
	介護技術	演習	150
形態別介護技術	演習	150	
介護実習指導	演習	90	
介護実習	実習	450	

人間と社会	倫理、心理、法律、情報処理 等 社会保障の制度
-------	----------------------------

人間から学ぶ	こころからだのしくみ
--------	------------

介	介護技術 介護概論 生活の援助 基礎介護技術 介護過程 等
---	---

護	介護実習 (450時間)
---	--------------

## 介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しの検討について

### 1 作業チームの設置

「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告（平成18年7月5日）を踏まえ、介護福祉士の教育内容を抜本的に見直すため、各分野の専門有識者及び実践者からなる作業チームを設置する。

### 2 検討項目

- カリキュラム・シラバス
- 教員要件
- 介護福祉士養成施設の基準
- 実習施設の要件
- 実習指導者の要件
- 既修得科目の認定 等

### 3 作業チームの構成

- 「人間と社会」「こころとからだのしくみ」「介護」の3班を設置する。
- 委員は、専門有識者と実践者で編成。
- 各班からの幹事による幹事会を設置して、全体の調整を行う。

#### 【幹事】「人間と社会」

高橋紘士（立教大学コミュニティ福祉学部教授）

堀田 力（財団法人さわやか福祉財団理事長）

#### 「こころとからだのしくみ」

井部俊子（聖路加看護大学学長）

大島伸一（国立長寿医療センター総長）

#### 「介護」

江草安彦（社会福祉法人旭川荘理事長）

吉田節子（愛知新城大谷大学短期大学部介護福祉学科長）

### 4 スケジュール

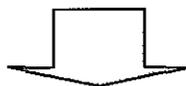
- 9月以降各班毎に随時検討
- 年内を目途に一定のとりまとめを行う

生涯を通じた能力開発と魅力ある職場づくり

## 資格取得後の生涯を通じた能力開発と キャリアアップ

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書より)

- 介護福祉士は、資格取得後も、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努める必要。介護福祉士の資格取得後のより専門的な資格の導入が必要であり、このような資格の取得への取組みも重要。
- 介護福祉士を雇用する事業者も、介護福祉士の生涯を通じた能力開発への支援を行うことが求められる。
- 体系的な研修制度の構築、キャリア開発支援の仕組みづくり等が重要。
- 施設長、生活指導員等の任用要件の見直しを行うことは、介護職員のキャリアパスの形成上有意義であるだけでなく、介護サービスの質の向上やマネジメントの向上につながるものと考えられる。



- これらの取組みは、介護サービスの質の向上をもたらすとともに、働きがいのある魅力的な職場として、介護職員の定着促進にも資する。

## 魅力と働きがいのある職場づくり

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書より)

- 介護福祉士の能力向上とキャリアアップのためには、介護職員が働く職場が魅力と働きがいのある職場となり介護の仕事が続けていくことができるものであることが重要。
- 雇用管理や労働条件の改善が必要。
- 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しが必要。
- 「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく施策（雇用管理の改善のための相談・援助、助成金の活用促進、介護労働者の能力開発等）が実施されている。
- 福利厚生センターの活用等福利厚生の充実が必要。
- 都道府県福祉人材センターによる無料職業紹介事業の展開、潜在マンパワーの掘り起こし、職業安定機関との連携の強化、就職希望者への情報提供、「潜在的介護福祉士」への再研修の場の提供等が期待されている。
- 介護業務の社会的評価も重要。
- 経営としても優れた人材の確保は重要。
- 介護報酬等での介護福祉士の評価が重要。

(介護職員の就労状況)

- ・ 全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
- ・ 賃金の水準が必ずしも高くない
- ・ 規模の小さい事業所においては福利厚生の充実が困難である
- ・ 仕事のやりがいや処遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの転職も多い

## これからの介護を支える人材の育成と確保

### <介護をめぐる状況の変化と課題>

- 介護システムの変革: 措置から契約へ、介護保険制度の導入、障害者自立支援法の制定、利用者の意識の変化等
- サービス形態の変化: 在宅ケアの推進、個別ケアの制度化等
- 求められる介護サービス: 認知症、知的障害、精神障害、発達障害への対応など心理・社会的ケア、チームケア、介護記録等
- 増大・高度化する介護ニーズに対応する人材確保が課題
- 人材の質的向上が課題



### <介護福祉士制度の見直し>

- 資格制度のあり方を見直し
  - ・ 介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格
  - ・ 資格取得方法の一元化
- 教育内容(カリキュラム・シラバス)の充実
- 実習のあり方を見直し
- 介護福祉士養成施設のあり方を見直し



### <資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ>

- 体系的な研修制度の構築、キャリア開発支援の仕組みづくり等
- 施設長、生活指導員等の任用要件の検討



### <魅力と働きがいのある職場づくり>

- 雇用管理や労働条件の改善
- 人材確保指針の見直し
- 「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づく施策
- 福利厚生センターの活用等福利厚生の充実
- 都道府県福祉人材センターと職業安定機関との連携の強化、就職希望者への情報提供、潜在的介護福祉士への再研修の場の提供等
- 介護業務の社会的評価
- 経営としても優れた人材の確保は重要
- 介護報酬等での介護福祉士の評価が重要



### <介護職員の状況等>

- 雇用情勢の改善に伴い、需給の逼迫化の懸念
- 「潜在的介護福祉士」が多数存在
- 介護職員の離職率が高い



質の高い人材の確保、介護職員の確保・定着促進